

社会人 奨学生 募集

就職やキャリアアップなどを目指す
社会人のための奨学金制度です。

対象

専門学校、短期大学、大学、大学院

**申込
期間**

6月10日 月 から
7月12日 金 まで

詳細は裏面をご覧ください →

問い合わせ

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9 [新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階]

新潟市教育委員会学務課

TEL025-226-3168 (直通)

制度内容

- **貸付額** 年額20万円、30万円、40万円の中から申請時に選択します。
 - **利息** 無利息
 - **貸付時期** 年2回(4月、9月)に分けて貸付けます。ただし、採用初年度は1年分を9月に貸付けます。
 - **貸付期間** 学校における正規の最短修学期間まで
 - **貸付資格**
 - 新潟市内に住所を有する人
 - 専門学校、短期大学、大学、大学院に在学し、新潟市内から通学する人
 - 満23歳以上の人で、満50歳までに修学期間が終了する見込みの人
 - 申請時に、現在在学している学校に入学する前の学校を卒業してから1年以上経過している人
 - 現在、新潟市奨学金の貸付けを受けていない人
 - 修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる人
- 所得基準
- ※本人及び配偶者の収入が416万円以下の人
(配偶者については、定職収入がある場合のみ収入に含まれます。)
※授業料の全額免除又は勤務先から助成を受けていない人

- **返還** 半年ごとに年2回返還。貸付総額によって1回あたりの返還額が決まります。8か月据置、10年の範囲内での返還となります。
- 返還例
- 総額80万円の貸付けを受けた場合
返還回数20回(返還年数10年)、1回あたりの返還額40,000円

- **申込期間** 平成25年6月10日(月)～7月12日(金) 予定

- **申請手続** 下記書類を教育委員会へ提出してください。

- 1 社会人奨学金貸付申請書
- 2 社会人奨学生推薦調書
- 3 前年の所得証明書(本人及び配偶者) ※配偶者は定職の場合のみ必要
- 4 住所を確認できる書類(住民票の写しなど)

※その他作文など必要な書類があります。詳しくは募集要項をご覧ください。
※新潟市奨学金制度と同時に申請することはできません。

問い合わせ

新潟市教育委員会学務課
TEL025-226-3168(直通)

詳しい募集要項や申請書については、6月ごろに新潟市教育委員会学務課、区役所、教育事務所、学校などに設置する予定です。またホームページにも掲載しますので、ご希望の方はご覧ください。

※申込期間終了後に、災害・失業等により家計が急変した場合は、お問い合わせください。